

日帝被害者問題、このように解決すればいい

日本軍慰安婦問題を中心に

崔鳳泰（弁護士）

コロナ事態以後、日帝被害者問題の意味

韓国で弁護士をしている、崔鳳泰と申します。このような貴重な場にお招きいただき、光栄に思います。

今年（2022年）3月9日に韓国の大統領選挙が行われ、尹錫悦候補が当選しました。日本の方でも、大統領選後の韓国の事情に関心をお持ちの方がたくさんおられると思いますので、その話から始めさせていただきます。

尹錫悦が当選されたことに対して、韓国でも反応が分かれています。日本でもちょっと分かれていますね。私はやや残念に思う部分もありますが、ある面では希望を持っています。それは、日本帝国による戦争被害者の問題に取り組んでいる私の立場からの希望です。

ひとまず大統領選挙が終わったということで、日本の側から対話を要求していくという雰囲気になっていることを、私は非常にいいことだと思っています。韓国のマスコミも、日韓関係を新しくリセットするべきだという立場をとっています。対話に向けてやる気がどんどん出てきている、これはいいことではないでしょうか。

皆さんも同様のことをお感じだと思いますが、私は、現在に至っても戦争被害者問題が解決されていない理由は、日韓両国の政府が、きちんとした対話を行っていないからだと思っています。対話をしないかぎり、何を解決することができるのでしょうか。立場は違うとしてもひとまず会って協議を開き、対話することによって、問題の解決が始まります。対話すること自体が非常に大事なことだと思っています。ですから、新しい政権が誕生したことをきっかけに対

話をしていくことができればいい。大統領選挙を経て、戦争被害者問題を解決するチャンスがきたというのが私の判断です。

大統領が変わった後、我々が韓国でどのような取り組みをしたかということですが、まず、当選した尹錫悦側に会うために様々な働きかけを行いました。

その目的は、当選者側に、必ず文在寅政権中に被害者問題を解決してくれるよう、文在寅政権側に圧力をかけてもらうことでした。なぜそのようなことをしたかというと、文在寅大統領は戦争被害者たちと継続的に面会し、彼／彼女たちとの間に信頼関係を築いてきたので、この信頼関係を前提にして日本側と協議することが大事だと考えたからです。大統領になった尹錫悦が、被害者たちと新たに信頼関係を築いていくには多くの時間がかかる。ですから文在寅政権の間に、それまで築いてきた信頼関係を元にして日本政府と協議を行ってほしいというのが我々の立場です。

なぜ文在寅政権は問題を解決できなかったのか

文在寅政権の時になぜこの問題を解決できなかったのかという理由を簡単に振り返ってみたいと思います。

私は、2つの大きな要因があったと思います。1つは、文在寅大統領が、韓国の企画財政部をきちんと管理できなかったこと、これが大きな要因だと思います。

これは韓国の司法府の判断でも指摘されていることですが、韓国で被害者問題を解決するためにはもちろん日本側の協力も必要ではあるけれど、韓国側にもある程度の責任がある。韓国政府及び韓国の企業は、被害者のための措置をとる必要があります。お金も問題もあるからです。韓国の責任措置履行には、予算措置が不可欠です。そのように考えると、文在寅大統領が企画財政部を説得できないかぎり、この問題を解決することは難しい。

その面から見れば、文在寅政権の時に企画財政部を問題解決のTF（Task Force）に入れて、処理を進めるべきなのにもかかわらず、企画財政部を入れなかったんですね。このことが被害者問題を解決することができなかった要因の大きなものだと思います。

もう1つの大きな要因は、韓国の外交部の能力のなさにあると思います。本当に、韓国の外交部には能力がなく、やる気もありませんでした。もしも文在寅大統領がこの外交部をきちんと管理し、彼らに仕事をさせていたら、被害者問題を解決できたかもしれません。しかし、外交部は本当に何もしてませんでした。

私が一番残念なことだと考えているのは、2018年に判決が出た強制動員の裁判（韓国人元徴用工が新日本製鉄〔現新日鉄住金〕に対して損害賠償を求めた訴訟）についてです。判決後、日本政府が日韓請求権協定第3条（紛争の解決）に基づいて対話をしようと韓国政府に協議を申し込んだのですが、これに対して韓国の外交部が逃げてしまった。日本政府との対話のチャンスを、外交部がある面で見捨てたのだと言えます。だから対話が成立しなかったのです。

以上の2つの要因が、文在寅政権時に問題が解決しなかったことに関して、最も大きな障害物だったと私は判断しています。

これらのことが、先に述べたようなことを尹錫悦側に要求している理由です。文在寅の大統領在任中に強制動員問題と日本軍慰安婦問題を解決するよう、文政権に圧力をかけること。そして尹錫悦側が、企画財政部と外交部に、きちんと圧力をかけていくこと。

日本側と水面下で協議を行うことも要求しています。戦争被害者の問題は文在寅政権の間に解決し、尹錫悦に代わってからは新しい日韓関係の時代を始める、日本政府の側もそのように問題解決へ積極的な反応を見せるよう、水面下で協議してほしい。我々はそれらのことを尹錫悦側に要求しています。尹錫悦側がこれらに対してどのくらいやる気があるのかはまだわかりませんが、今後もさまざまな部分で接触していくつもりです。

「法による個人の請求権の消滅」という道筋

私は、この問題を簡単に解決することができる道があると思っています。

日韓間の戦争被害の問題の本質は、個人が持つ請求権をどうするのかということであり、法律問題としては簡単なことなのです。

韓国の司法府も日本の司法府も、個人の請求権は消滅していないという認識では一致しています。したがって、個人の請求権をどのように法的に消滅させるかということが問題だ

と思っています。韓国が法治主義国家である以上、国内で、法律によって処理する以外にその方法はありません。

現在、韓国の国会では、問題を解決するためのさまざまな法案が出されています。これらを早く成立させ、韓国政府と韓国企業、そして日本政府と日本企業の4者が協力して財源を作り、被害者を救済すれば解決できると思います。

また、文在寅政権の間に戦争被害の問題を解決すべき理由の1つとして、現在、与党である民主党が国会の議席を多数持っていることがあります。やる気があれば、問題解決のための法律を、すぐに立法することができます。尹錫悦政権に代わってから、与党の議席がすくなくなかで法律を作るとすれば調整にも時間がかかります。ですから、早急に問題解決を図るためには、文在寅政権の間に法律を作るべきであるというのが私の判断です。

解決の基本方向

日韓間の戦争被害の問題を解決するための基本的な方向として、私は3つの原則を提案したいと思います。それは「人道主義」「現実主義」「未来志向」です。従来日韓間で適用してきた原則が、この3つの原則であるからです。

2005年に、韓国政府と日本政府の間で、戦争犠牲者の遺骨の調査と奉還のための協議が開かれましたが、これに私は韓国側の協議体の首席代表として出席していました。難しい問題が出てくることが予想されたので、私は協議を行う前に、トラブルが生じた際の対応の原則として「人道主義」「現実主義」「未来志向」の3つを提案しました。日本政府がこれを承認し、この3つの原則に従って遺骨奉還問題に取り組みました。

「人道主義」は、遺骨調査と奉還の問題は人道的な問題なのだということ、この問題の本質を忘れないでほしいということ。「未来志向」はほとんどの方が理解できると思います。

「現実主義」については、「お互いに不可能なことは要求しない」ということです。日本側への要求では、たとえば太平洋上で亡くなった被害者の遺骨を探してほしいといったようなこと。韓国側への要求では、たとえば、天皇には戦争責任があるから天皇が謝罪すべきだというようなこと。このような、現実的に不可能なことを要求するのは非常に良くないということで、その代わり、実現することが可能なことに対しては、互いに最善を尽くし、協力するということです。

2005年の協議は、この3つの原則をもってした結果、特別な困難は生じず、スムーズに遺骨の奉還が行われました。この3つの原則の有効性を日韓とも十分理解しているので、今後ともこれらの原則に従って、強制動員の被害者問題と慰安婦被害の問題を解決していくことが求められると思います。

ちなみに現在、日本政府は、2018年に韓国で確定した徴用工に関する判決を、国際法にてらしてあり得ないことにしてまったく無視するような要求をしています。韓国は法治主義国家であり、大統領も司法の判断に対する不満を表明したり、これを無視したりすることはできません。ですから、確定判決に反することを日本政府が要求することは、「現実主義」に正面から違反するものです。

両国が交わした約束は、必ず遵守されなければいけない

次の基本原則は、これまで両国が交わした約束は必ず守る、尊重する、ということです。

これを守らなければ信頼関係を築くことなどできません。ですから、どちらかの側に不利な部分があったとしても、約束は必ず守るべきだということです。

私は、1965年に締結された日韓協定、特に請求権協定に関して非常に不満を持っていますが、国家間の約束ですから、これを尊重する以外に方法はありません。

2015年には日本軍慰安婦問題に関して、両国の合意が成立しました。これに対して被害者は非常に不満を持っており、問題提起をしています。しかし私は、約束はお互いに守るべきものですし、尊重しなければならないものだと思っています。

これに関連して言えば、両国が自国の司法府の判断を、とりあえず尊重すべきだと考えています。誤解されてしまいそうですが、これはもちろん、日本政府と日本の企業が、韓国の司法府の判決を尊重すべきだ、ということではありません。日本政府と日本の企業は、日本の司法府の判断を尊重すべきだということです。そしてまた、韓国政府と韓国の企業は、韓国の司法府の判断を尊重すべきだということです。

私は、国家間の約束と司法府の判断をそれぞれが尊重すれば、被害者問題は簡単に解決できると思っています。約束を守ることと被害者問題の解決は、並立できる。約束を守りながら被害者問題を解決するということは、十分に可能です。

このことは、2015年になされた日本軍慰安婦問題についての合意を見ればすぐにわかります。「慰安婦問題を解決しないと韓日関係が改善できない」という提起を契機とする両政府の協議のなかで、この提起が1965年の日韓協定（日本が韓国に5億ドルの経済支援を行い、両国及び国民の間での請求権は完全かつ最終的に解決したとする）に違反するという主張は、どちらの政府からもなされませんでした。2015年に履行されたこの合意の約束を守ることと、被害者、特に日本軍慰安婦の問題を解決することは、何も矛盾しません。

ただ、2015年の合意も個人の請求権の問題を対象にしていなかったため、今も裁判が継続中です。つまり、今後は、現在残されている問題である、被害者の個人請求に的を絞って協議し、解決すればいいと思います。国家間で交わされた約束を守ることと被害者問題を解決することは、並立可能なのです。

両国のマスコミが抱える問題とは

問題なのは世論であり、それに関わるものとしてのマスコミです。

私は、被害者問題を解決していくことにおいて、ある面で一番の障害物となっているのはマスコミであると判断しています。日本側のマスコミにも責任がありますが、韓国側のマスコミも全く同じです。真実をちゃんと報道してくれません。

話がそれるかもしれませんが、現在、日本でのマスコミで、韓国に関する主張をしているグループの中で、私が一番問題だと感じているのは、大使館に勤めているグループです。それから、特派員をしていた人が、トラブルの原因だと思っています。

その人たちは、韓国の日本大使館に勤めているので、日韓関係のために努力すべき義務があるはずですが、また、日本のマスコミに勤めるソウルの特派員であれば、日韓関係の未来のために尽力する義務があるはずですが、大使館に勤めている方や、特派員をされている方などは、日韓両国の関係改善のために力を尽くしてほしいと思いますし、そうするのが当然でしょう。しかし、わたしの見るところでは、駐韓日本大使館の幹部として勤務経験のある方のなかにも、あたかも歴史問題に関連して韓国人が無知蒙昧であり、韓国人のみが問題であるかのように語る人がいます。韓国特派員の経験がある日本のジャーナリストのなかにもそうした方がおられます。リベラル系のマスコミの方でもそうです。あたかも「嫌韓」を売り物にした文章で商売をしているような人がいるのではないかと疑わざるを得ません。

日本の一般の国民から見れば、彼らは韓国の専門家なので、彼らの言うとおりで、真実を言っている、と思われ、誤解されてしまいます。ですから、このような日本のマスコミ関係者の責任は大きいと思います。

韓国のマスコミも全く同じです。日本国内で誤報が流されているのなら、どの部分が誤報なのかを検証して報道すべきなのに、日本側が作ったフレームに従って、勝手に報道してしまう。韓国のマスコミにもそんな傾向があります。

このように、両国のマスコミが日韓間の「いい世論」を調整するのではなく、両国の国民のなかに絶望だけを作出していることが問題であると思います。

「個人の請求権は消滅した」は誤解である

マスコミの問題にも関連することで、日本で非常に顕著なのは、「1965年に完全に、最終的に解決したにもかかわらず、なぜこの問題を再び韓国側が提起するのか?」、あるいは「2015年の時に不可逆的に解決したにもかかわらず、なぜ韓国で再びこの問題を提起させるのか」という声ですが、それは誤解です。

先ほども申しましたが、日韓両司法府とも、「個人の請求権は現在も消滅しておらず、存在する」ということで一致しています。

たとえば、韓国の原爆被害者たちは、2007年に日本の最高裁において勝訴判決を確定し、毎月40万ウォンほどの手当を現在受給しています。また、日本の植民地時代、ハンセン病を患っており、日本の隔離政策の被害を受けた韓国の人たちは 2001年判決以後ハンセン病被害者1人当たり800万円ないし1,400万円(1億ウォンくらい)、2001年に成立した法律にもとづいて、日本政府から1億ウォンくらいの補償金の給付を受けています。

それにもかかわらず日本政府は、強制動員の被害者や慰安婦とされた被害者に対しては、1965年の請求権協定や2015年の合意があるので何もできないという立場をとっている。日本の世論もその立場に立ち、マスコミも韓国政府が約束違反をしたというような報道をしています。このことは全く理解することができません。

韓国人被爆者たちが毎月日本政府から手当をもらっているのに、なぜ元慰安婦たちは日本政府からお金をもらう資格がないのか? 強制動員被害者は、なぜこの資格を疑問視されるのか?

たとえば、日本の企業で言えば、三菱重工や日本製鉄が、今まで1度でも被害者に補償したことがあるでしょうか？私が思うに、このような日本の企業は3回にわたってお金を儲けています。植民地時代に戦争に加担してお金を儲け、戦争が終わって日本政府から補助金をもらい、1965年の日韓協定締結時にはプラントや機材を韓国に輸出してお金を儲けました。それなのに、一度でも被害者に補償したことがあるでしょうか？

補償をした事実があれば、韓国の被害者に「補償を要求しないでほしい」と言えます。しかし、一度も補償を行った事実がない企業が、生きている被害者に対して補償することの問題が、どこにあるのでしょうか？

日本の司法府もこれを救済せよという立場です。ですからそれぞれが司法府の判断を尊重すれば、被害者の問題は十分解決できると思うのです。

日本軍慰安婦問題の具体的な解決方法とは

ここから今後、日本軍慰安婦問題を具体的にどのように解決していけばいいのかという話に移ります。

文明国であるのなら、旧日本軍慰安婦問題は解決されるべき問題であり、この部分に関しても、司法府の判断を尊重すれば解決可能だということが私の結論です。両国の政府が対話をするのがもっとも大事なことであり、緊急の課題だと思っていますが、ここからお話しするのは、それに加えて外交的な交渉をしていくための、「対象」と「手続き」ということについてです。

「対象」というのは、つまるところ被害者個人が持っている請求権です。日本軍慰安婦であったおばあさん1人ひとりが持っている個人請求権ということになります。「手続き」としては、両国の国民が受け入れ可能な形の手続き、と言えらと思います。

「手続き」に関連することをさらに詳しく言えば、私は1965年6月22日に結ばれた日韓請求権協定第3条（紛争の解決）に明記された協議の手続きが大事だと思っています。私が主張しているものは、政治的争いではなく、両国の最高司法府の判断の提示及び比較による法的協議です。韓国司法府も日本司法府も、個人の請求権は消滅したわけではないということに一致しています。協議の対象にしなかった、この個人の請求権を外交的な交渉の対象とすることは十分あり得るし、可能です。

政府間の協議と個人の請求権の関係についてさらに言えば、過去、慰安婦とされた被害者らが日本政府を相手に2つの裁判を韓国の裁判所で提訴し1つ目では、慰謝料の支払いを命じる判決が韓国で出た。この第1次訴訟の被害者たちは、2015年の日本軍慰安婦問題に関する日韓合意に向けて、両政府が協議する以前に提訴をしていたわけですが、2015年当時もいまだ係争中でした。しかし両政府は、合意に向けた協議をしていくなかで、係争中の裁判を取り下げさせるなど、これに対する施策を、何も講じませんでした。むしろそのことから、両政府は、裁判の判決が合意の後に出た場合には判決を尊重する、という認識をもって2015年の協議に臨んだと解釈するのが自然ではないでしょうか。そのことから、2015年の両政府の協議と、個人請求権の問題は、全く別のものであると指摘したいと思います。

韓国外交部の無能と怠慢は改正されなければいけない

韓国側の責任ということでは、最初に申し上げたように、韓国の外交部の無能、怠慢が、本当に問題だと思っております。

これは、職務義務の放棄という通常の意味の怠慢である以上に、憲法に違反する状態が現在も続いていることで、反憲法の行為ではないかと、現在問題視されています。皆さんもご存じのように、韓国の憲法裁判所は2011年8月30日に、このように解釈をめぐる紛争を処理しないことは憲法違反であるという判断を下しました。しかし韓国の外交部は、10年以上これを無視しています。このように自国の憲法に違反しているという弱点を持っている立場から、日本政府や日本の企業に対して、「あなたたちは司法府の判断を尊重せよ」と言うことはできません。この問題があるがために、被害者問題が解決されていない状態が続いていると思っております。

結論として、韓国政府が韓国の司法府の判断を全く尊重していないから、日本政府と日本の企業に対して、「日本の司法府の判断を尊重せよ」と言えない、言う勇気がないということが問題なのだと言えます。日本と韓国の外交当局の反憲法的な司法府判断無視の状態を、必ず改正させるということが我々の課題だと思っております。

問題の本質を忘れてはいけない

最後に、「人道主義」「現実主義」「未来志向」という3つの原則の中にある「現実主義」の原則にもとづいて、私は以下のように提案させていただきたいと思っております。

現在も日本軍慰安婦問題が解決されていない理由は、日韓の司法府がともに個人の請求権の存在を認めており、個人請求権が消滅していないなかで、被害者に対して法的救済がなされていないことにあり、それがこの問題の本質だと思っています。

この本質を忘れずに問題を解決すべきですし、これを忘れて両政府が政治的に、外交的な縫合をしたところで、法的には解決されません。私は法律家ですから、政治的・外交的に1965年と2015年、2回の縫合をしても、法的には解決されないことを強調したいと思います。

また、この日本軍慰安婦問題を解決する道筋として、日本の司法府の判断を見てみましょう。私が注目しているのは、関釜裁判（1992年に河順女さんらが提訴）の一审判決です。この判決は1998年4月27日に出されました。この関釜裁判に関しては韓国の側からも厳しい評価が出ていますが、私はこの関釜裁判の1審判決を、高く評価しています。この判決の内容というのは、河野談話（1993年）が発表された後、日本の国会は3年以内に法律を作り、被害者に対して謝罪と賠償をすべきであったのに、これをやらなかった。だから将来法律ができることを前提として、1人あたり30万円の慰謝料の支払いを命じる、というものでした。このような日本の司法府の判断を、政府が尊重すべきだというのが、我々の立場です。

また、この判決が出た後、韓国政府、特に韓国の外交部が、積極的にこの判決を利用して日本政府と協議すべきだったのにそれをしなかったことを、私は非常に残念なことだと思っています。

日本政府がメモリアルデーを作り、努力を重ねる

そして今年（2022年）の8月4日が問題になります。今年の8月4日は、河野談話が発表されて29周年の日です。それにもかかわらず、日韓の政府は何も準備をしていません。

安倍内閣も、本音はわかりませんが建前としては河野談話を継承するという立場をとっていました。岸田内閣もこれを尊重すべきだという立場です。本音は別かもしれないが建前としてこれを継承していくと表明している。ですから実際に継承させるよう、両国の市民が政府に圧力をかければよいと思うのです。

関連して、私は「現実主義」という原則の観点から見れば、次のアメリカの例が大きな意味を持っていると思います。アメリカ政府は、第2次世界大戦の時に日系人を強制収容したことに対して、戦後謝罪を表明し、被害者1人につき2万ドルの賠償金を支払う法律を作りました。2021年にジョー・バイデンが大統領に就任した際、日系人の強制収容を承認する大統領令に署名がなされた日をメモリアルデーとし、再びこのような不祥事が起きないように努力すると明言しました。

日本政府も、このくらいのことをやってもいいのではないですか。被害者が生きている間は、必ず毎年8月4日には、日本の総理が、河野談話を記憶しているということを表明する。そして被害者に対して再び謝罪をする。被害者たちから「これ以上はいりません」という話が出るまでは謝罪する。そのくらいの謝罪はしてほしい。

それから、歴史を継承するための作業として、口先だけの謝罪ではなく、この1年間自分たちが何をやったのかということ報告してほしい。たとえば防衛庁が持っている資料などの調査をしたとか、教科書にこのような研究の結果を載せたとか、両国の青少年たちが交流するためにこのような努力をした、など。そのように、政府がちゃんとした報告をして、両国の市民にアピールすれば、本当の意味で河野談話を実践することになるのではないのでしょうか。それくらいのことをすれば、被害者たちは安心してくれると思います。

ですから当面大事なのは、今年（2022年）の8月4日だと思います。このチャンスを無駄にせず利用するために、準備をしていきたいと思いますというのが、私の解決案です。

「現実主義」の観点から見て、日本政府も、このくらいのことをするのを不可能だとは言えないと思います。河野談話をしっかり継承する気があれば、このくらいのことはちゃんとやってくれると思います。

平和像を大使館前から移すためには？

それから、平和像（慰安婦像・少女像）問題があります。現在、ソウルにある日本大使館前に設置されている平和像が、非常に大きな問題になっています。2015年の日韓合意で、この平和像については韓国側が「適切に解決されるよう努力する」とされました。私は個人的には、平和像を大使館前から移設する必要はないと思っていますが、2015年に両国が約束したのであれば、国家間の約束は尊重すべきだという立場です。しかし、今平和像を移設するのはちょっと難しいと思います。日本政府が、毎年、河野談話が発表された8月4日にしっ

かりと努力をし、被害者との信頼関係を築くことができれば、被害者の同意を得て、平和像を別の場所に移すこともできる。これは国家間の約束なのだから守るしか方法がない、ということになると思います。

以上、このような方法で問題解決に取り組めばいいのではないか、ということをお申し上げしました。

チェ・ボンテ

法務法人三一・代表弁護士。元徴用工訴訟の原告代理人。ソウル大学卒。東京大学大学院法学政治学研究科民刑事法専攻修了。2003年3月～2004年、大邱地方弁護士会国際交流委員会委員長。2007年1月～2009年1月、健康保険管理公団顧問弁護士。2010年1月大韓弁護士協同人権委員会日帝被害者人権小委員会委員長。機関昇格により2011年から、同委員会特別委員会委員長。